

○郡山市子ども・子育て会議条例

平成25年7月11日

郡山市条例第33号

改正 平成26年9月25日郡山市条例第36号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「支援法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、郡山市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（平26条例36・一部改正）

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。

（平26条例36・全改）

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（分科会）

第6条 会議は、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会は、第3条に規定する委員のうちから、会長の指名する委員で構成する。

- 3 分科会に分科会の会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。
- 4 分科会の会長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。
- 5 分科会の会長に事故があるとき又は分科会の会長が欠けたときは、分科会に属する委員のうちから、あらかじめ会長が指名した者が、その職務を代理する。
- 6 前条各項の規定は、分科会に準用する。この場合において、「会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会の会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 郡山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年郡山市条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年郡山市条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第9条の規定により同法の施行の日前において行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の郡山市子ども・子育て会議条例の規定の例により、郡山市子ども・子育て会議において事務を処理し、又は調査審議することができる。